



長野県報

3月27日(木)
平成20年
(2008年)
第1951号

目次

規則

学校教育法等の一部を改正する法律及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(医療政策課) 2

技術専門校管理規則の一部を改正する規則(雇用・人材育成課) 3

学校教育法等の一部を改正する法律及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う長野県教育委員会規則の整備に関する規則(教育総務課) 3

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通規制課) 4

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正(人事委員会事務局) 5

告示

生活保護法に基づく介護扶助のための居宅介護、介護予防又は居宅介護支援計画の作成を担当する機関の指定(地域福祉課) 6

生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の事業所の所在地の変更(地域福祉課) 7

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(長寿福祉課) 8

福祉医療費給付事業補助金交付要綱の一部改正(医療政策課国保・医療福祉室) 9

都市計画事業の事業計画の変更の認可(5件)(生活排水対策課) 10

昭和50年長野県告示第456号(農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積)の一部改正(農業政策課) 11

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(4件)(道路管理課) 11

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) 13

土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(6件)(砂防課) 13

土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(6件)(砂防課) 15

土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(5件)(砂防課) 16

土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(5件)(砂防課) 18

長野県収入証紙売りさばき人の氏名(名称)の変更(会計課) 20

長野県収入証紙売りさばき人の氏名(名称)、住所及び売りさばき場所の変更(会計課) 21

長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更(会計課) 22

長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課) 22

昭和49年長野県告示第140号(地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定)の一部改正(会計課) 23

学校法人補助金交付要綱の一部改正(私学教育課) 23

長野県議会事務局規程(昭和31年長野県議会告示第1号)の一部改正(総務課) 23

昭和29年長野県公安委員会告示第4号(警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示)の一部改正(監察課) 23

政治資金規正法に基づく政治団体の届出(選挙管理委員会) 24

政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会) 24

政治資金規正法に基づく政治団体の解散の届出(選挙管理委員会) 32

政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出(選挙管理委員会) 33

政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会) 34

政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定取消しの届出(選挙管理委員会) 34

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO活動推進課) 35

一般競争入札(産業政策課) 36

県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧(4件)(農地整備課) 37

建設業法に基づく建設業の許可の取消し(土木政策課) 37

| | |
|--------------------------------------|----|
| 都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市計画課)..... | 63 |
| 都市計画事業の事業計画の変更認可(都市計画課)..... | 63 |
| 宅地建物取引業法に基づく免許の取消し(建築管理課)..... | 63 |
| 特定調達契約に係る落札者の決定(2件)(県立病院課)..... | 63 |
| 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会(2件)(生活安全企画課)..... | 64 |
| 長野県短期大学教員採用選考(教育総務課)..... | 65 |

訓令

| | |
|------------------------------|----|
| 長野県職務育成品種規程の一部改正(農業技術課)..... | 66 |
|------------------------------|----|



規 則

学校教育法等の一部を改正する法律及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布します。

平成20年 3月27日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第5号

学校教育法等の一部を改正する法律及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(長野県短期大学学則の一部改正)

第1条 長野県短期大学学則(昭和36年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第4条の2中「第69条の3第2項」を「第109条第2項」に改める。

第21条第1項中「第59条第1項」を「第93条第1項」に改める。

第22条中「第67条」を「第144条」に改める。

(技能検定実技試験手数料の額を定める規則の一部改正)

第2条 技能検定実技試験手数料の額を定める規則(昭和44年長野県規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表の備考の(2)中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条第1項」を「第134条第1項」に改める。

(私立学校等の設置の手續等に関する規則の一部改正)

第3条 私立学校等の設置の手續等に関する規則(昭和59年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第82条の11第1項及び第83条第2項」を「第133条第1項及び第134条第2項」に改める。

別表第1の1の項中「第77条の9及び第78条」を「第187条及び第190条」に改め、同表の2の項中「第4条の2第2項(省令第78条)」を「第5条第2項(省令第190条)」に改め、同表の3の項中「第7条の3」を「第11条」に改め、同表の4の項中「第7条の4第1項」を「第12条第1項」に改め、同表の5の項中「第7条の4第3項」を「第12条第3項」に改め、同表の6の項中「第7条の5」を「第13条」に、「小学部」を「幼稚部、小学部」に、「、高等部又は幼稚部」を「又は高等部」に改め、同表の7の項中「第7条の6(省令第77条の11及び第78条)」を「第14条

(省令第189条及び第190条)に改め、同表の8の項中「第7条の7(省令第77条の10及び第78条)」を「第15条(省令第188条及び第190条)」に、「小学部」を「幼稚部、小学部」に、「、高等部若しくは幼稚部」を「若しくは高等部」に改め、同表の9の項中「第77条の11」を「第189条」に、「第7条の3」を「第11条」に改める。

別表第2の1の項中「第4条の2第1項(省令第78条)」を「第5条第1項(省令第190条)」に改め、同表の2の項中「第4条の2第1項(省令第77条の11及び第78条)」を「第5条第1項(省令第189条及び第190条)」に改め、同表の3の項及び4の項中「第4条の2第1項」を「第5条第1項」に改め、同表の5の項中「第4条の2第1項(省令第78条)」を「第5条第1項(省令第190条)」に改め、同表の6の項中「第5条(省令第77条の11及び第78条)」を「第6条(省令第189条及び第190条)」に改め、同表の7の項中「第6条(省令第77条の11及び第78条)」を「第7条(省令第189条及び第190条)」に改め、同表の8の項中「第7条」を「第9条」に改め、同表の9の項中「第7条の3」を「第11条」に改め、同表の10の項中「第7条の4第2項」を「第12条第2項」に改め、同表の11の項中「第7条の7(省令第77条の10及び第78条)」を「第15条(省令第188条及び第190条)」に改め、同表の12の項中「第77条の11」を「第189条」に、「第7条の3」を「第11条」に改め、同表の13の項中「第77条の10」を「第188条」に、「第7条の7」を「第15条」に改める。

(長野県看護大学学則の一部改正)

第4条 長野県看護大学学則(平成6年長野県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第67条」を「第144条」に改める。

(長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第5条 長野県福祉のまちづくり条例施行規則(平成7年長野県規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(4) 教育施設の項中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条第1項」を「第134条第1項」に改める。

(長野県看護大学大学院学則の一部改正)

第6条 長野県看護大学大学院学則(平成10年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「第68条の2第4項」を「第104条第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

医療政策課

技術専門校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年3月27日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第6号

技術専門校管理規則の一部を改正する規則

技術専門校管理規則(昭和44年長野県規則第48号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「84円」を「278円」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

雇用・人材育成課

学校教育法等の一部を改正する法律及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う長野県教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布します。

平成20年3月27日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第1号

学校教育法等の一部を改正する法律及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う長野県教育委員会規則の整備に関する規則

(長野県立高等学校管理規則の一部改正)

第1条 長野県立高等学校管理規則(昭和31年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4章の4の章名を次のように改める。

第4章の4 学校評価及び情報提供

第15条の4の見出しを「(学校評価)」に改め、同条第1項中「、その教育水準の向上を図り」及び「教育目標を実現するため、」を削り、「自ら点検及び」を「、自ら」に改め、同条第2項中「点検及び」を削り、「同項の趣旨に即し」を「県立高等学校は、その実情に応じ、」に改める。

第15条の5中「県立高等学校は」の次に「、当該高等学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため」を加え、「について、保護者等に対して積極的に情報を」を「に関する情報を積極的に」に改め、同条を第15条の7とし、第15条の4に次の2条を加える。

第15条の5 県立高等学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該高等学校の生徒の保護者その他の当該高等学校の関係者(当該高等学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第15条の6 県立高等学校は、第15条の4第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、委員会に報告するものとする。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第2条 学校教育法施行細則(昭和35年長野県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第4条の2」を「第5条」に改める。

第3条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

第4条第1項中「第6条」を「第7条」に改める。

第5条中「第7条」を「第9条」に改める。

第6条第1項中「第7条の2第1項」を「第10条第1項」に改め、同条第2項中「第7条の2第2項」を「第10条第2項」に改める。

第7条第1項中「第7条の3」を「第11条」に、「第6条各号」を「第7条各号」に改める。

第8条第1項中「第7条の5」を「第13条」に、「第6条各号」を「第7条各号」に、「特別支援学校小学部(中学部、高等部、幼稚部)設置認可申請書」を「特別支援学校幼稚部(小学部、中学部、高等部)設置認可申請書」に改める。

第9条中「第7条の6」を「第14条」に改める。

第10条を次のように改める。

(学校等の廃止の認可申請書又は届出書)

第10条 省令第15条に規定する認可申請書又は届出書(添付書類を含む。)は、学校(分校)、高等学校(特別支援学校高等部)全日制の課程(定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科、別科)、特別支援学校幼稚部(小学部、中学部、高等部)廃止認可申請(届出)書(様式第16号)によるものとする。

第23条第7号中「第45条の2」を「第55条」に改める。

様式第14号中 「特別支援学校小学部(中学部、高等部、幼稚部)設置認可申請書」

「特別支援学校幼稚部(小学部、中学部、高等部)を」に、「小学部(中学部、高等部、幼稚部)を」を「幼稚部(小学部、中学部、高等部)を」に改める。

「学校(分校)、高等学校(特別支援学校高等部)全日制の課程(定時制の課程、通信制の課程、様式第16号中 学科、専攻科、別科)、特別支援学校小学部(中学部、高等部、幼稚部)廃止認可申請(届出)書」

「学校(分校)、高等学校(特別支援学校高等部)全日制の課程(定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科、別科)、特別支 援学校幼稚部(小学部、中学部、高等部)

廃止認可申請(届出)書」

小学部、高等部、幼稚部)を」を「幼稚部(小学部、中学部、高等部)を」に、「児童(生徒・幼児)を「幼児(児童・生徒)に改める。

(教育職員免許法施行細則の一部改正)

第3条 教育職員免許法施行細則(昭和35年長野県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「第69条」を「第150条」に改める。

別表第2の1の幼稚園教諭の項を削り、同1の小学校教諭の項の前に次のように加える。

| | | | | | | |
|-------|-------|----|----|---|----|---|
| 幼稚園教諭 | 一種免許状 | 6 | 40 | 4 | 18 | 5 |
| | | 7 | 35 | 3 | 16 | 5 |
| | | 8 | 30 | 3 | 14 | 4 |
| | | 9 | 25 | 2 | 13 | 4 |
| | | 10 | 20 | 2 | 11 | 3 |
| | | 11 | 15 | 2 | 9 | 2 |
| | 二種免許状 | 7 | 40 | 4 | 27 | |
| | | 8 | 35 | 4 | 24 | |
| | | 9 | 30 | 3 | 21 | |
| | | 10 | 25 | 3 | 18 | |
| | | 11 | 20 | 2 | 15 | |
| | | 12 | 15 | 2 | 12 | |

別表第2の2の幼稚園教諭の一種免許状の項を削り、同2の小学校教諭の一種免許状の項の前に次のように加える。

| | | | | | |
|-------------|---|----|---|----|---|
| 幼稚園教諭の一種免許状 | 4 | 20 | 2 | 11 | 3 |
| | 5 | 15 | 2 | 9 | 2 |

(特別支援学校管理規則の一部改正)

第4条 特別支援学校管理規則(昭和39年長野県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

目次中「自己点検等及び情報提供(第18条の2・第18条の3)」を「学校評価及び情報提供(第18条の2-第18条の5)」に改める。

第7条中「第71条」を「第72条」に改める。

第4章の4の章名を次のように改める。

第4章の4 学校評価及び情報提供

第18条の2の見出しを「(学校評価)」に改め、同条第1項中「、その教育水準の向上を図り」及び「教育目標を実現するため、」を削り、「自ら点検及び」を「自ら」に改め、同条第2項中「点検及び」を削り、「同項の趣旨に即し」を「学校は、その実情に応じ、」に改める。

第18条の3中「学校は」の次に「、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため」を加え、「について、保護者等に対して積極的に情報を」を「に関する情報を積極的に」に改め、同条を第18条の5とし、第18条の2の次に次の2条を加える。

第18条の3 学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の幼児、児童及び生徒の保護者その他の当該学校の関係者(当該学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第18条の4 学校は、第18条の2第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、委員会に報告するものとする。

第25条中「第13条」を「第26条」に改める。

第34条中「第15条第1項」を「第28条第1項」に改める。

(長野県短期大学付属幼稚園規則の一部改正)

第5条 長野県短期大学付属幼稚園規則(昭和40年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 雑則(第23条-第27条)」を「第7章 学校評価及び情報提供(第23条-第26条)」に改める。

第8章 雑則(第27条-第31条)を削る。
第6条中「第77条」を「第39条」に、「第47条第1項第3号」を「第61条第1項第3号」に改める。

第7章中第27条を第31条とし、第26条を第30条とし、第25条中「第15条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条を第29条とし、第24条を第28条とし、第23条を第27条とし、同章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 学校評価及び情報提供
(学校評価)

第23条 付属幼稚園は、当該幼稚園の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、付属幼稚園は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第24条 付属幼稚園は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該幼稚園の幼児の保護者その他の当該幼稚園の関係者(当該幼稚園の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第25条 付属幼稚園は、第23条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、委員会に報告するものとする。

(情報提供)

第26条 付属幼稚園は、当該幼稚園に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該幼稚園の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定、第4条の規定(特別支援学校管理規則第7条、第25条及び第34条の改正規定を除く。)及び第5条の規定(長野県短期大学付属幼稚園規則第6条の改正規定及び第25条の改正規定中「第15条第1項」を「第28条第1項」に改める部分を除く。)は、平成20年4月1日から施行する。

教育総務課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年3月27日

長野県公安委員会委員長 唐 沢 彦 三

長野県公安委員会規則第3号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第23条中「第32条の2第4号」を「第32条の3」に改める。

別表第3の一般国道18号の項中「交差点まで」を「交差点(上田市大字小泉2749番5地先)まで」に、「県道姨捨停車場線との交差点(千曲市大字八幡字謡坂4580番1地先)を「県道長野上田線との交差点(千曲市大字八幡字吉野3916番地先)に改め、同表の一般国

道256号の項の次に次のように加える。

| | |
|----------|----------------------------------|
| 一般国道361号 | 一般国道19号との交差点から上伊那郡南箕輪村9500番1地先まで |
| | 一般国道153号との交差点から県道西伊那線との交差点まで |

別表第3の一般国道474号の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------|-----------------------------------|
| 県道伊那生田飯田線 | 一般国道361号との交差点から伊那市道上新田16号線との交差点まで |
|-----------|-----------------------------------|

別表第3の県道神宮寺諏訪線の項の次に次のように加える。

| | |
|---------|--|
| 県道沢渡高遠線 | 県道西伊那線との交差点(伊那市高遠町上山田98番4地先)から県道西伊那線との交差点(伊那市高遠町上山田3435番255地先)まで |
| 県道西伊那線 | 伊那市道押出小原線との交差点から県道沢渡高遠線との交差点(伊那市高遠町上山田98番4地先)まで |
| | 県道沢渡高遠線との交差点(伊那市高遠町上山田3435番255地先)から一般国道361号との交差点 |

別表第3の須坂市道21号線の項の次に次のように加える。

| | |
|-------------|-------------------------------------|
| 須坂市道井上松宮中島線 | 一般国道403号との交差点から須坂市道幸高福島線との交差点まで |
| 須坂市道松宮双六2号線 | 須坂市道井上松宮中島線との交差点から須坂市大字井上1843番3地先まで |
| 須坂市道幸高福島線 | 須坂市道井上松宮中島線との交差点から須坂市大字井上1681番1地先まで |

別表第3の伊那市道西部1号線の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 伊那市道上新田16号線 | 県道伊那生田飯田線との交差点から伊那市道上新田20号線との交差点まで |
| 伊那市道上新田20号線 | 伊那市道上新田16号線との交差点から伊那市伊那部2120番2地先まで |
| 伊那市道三峰川右岸土地改良幹線 | 伊那市美篤10098番5地先から県道西伊那線との交差点まで |
| 伊那市道金井原1号線 | 伊那市道押出小原線との交差点から伊那市道金井原2号線との交差点まで |
| 伊那市道金井原2号線 | 伊那市道金井原1号線との交差点から伊那市道金井原3号線との交差点まで |
| 伊那市道押出小原線 | 県道西伊那線との交差点から伊那市道金井原1号線との交差点まで |
| 伊那市道金井原3号線 | 伊那市道金井原2号線との交差点から伊那市高遠町上山田2086番地先まで |

様式第19号中「大型 中型」を「大型」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日前に一般国道18号(県道長野上田線との交差点(千曲市大字八幡字吉野3916番地先)から県道姨捨停車場線との交差点(千曲市大字八幡字謡坂4580番1地先)まで(バイパス)の区間に限る。)、一般国道361号、県道伊那生田飯田線、県道沢渡高遠線、県道西伊那線、須坂市道井上松宮中島線、須坂市道松宮双六2号線、須坂市道幸高福島線、伊那市道上新田16号線、伊那市道上新田20号線、伊那市道三峰川右岸土地改良幹線、伊那市道金井原1号線、伊那市道金井原2号線、伊那市道押出小原線又は伊那市道金井原3号線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

交通規制課

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年3月27日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第2号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(昭和27年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、職員の職務の特殊性その他の事由により前項の規定により難い場合には、人事委員会の承認を得て、同項に規定する期間について別に定めることができる。

第5条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、職員の職務の特殊性その他の事由により前項に定める期間により難い場合には、人事委員会の承認を得て、当該期間について別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(長野県人事委員会事務処理規則の一部改正)

2 長野県人事委員会事務処理規則(昭和39年長野県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第2の5を次のように改める。

5 勤務時間関係事務に関する次の事項

(1) 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)第2条第3項の規定による職員の勤務時間の承認

(2) 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(昭和27年長野県人事委員会規則第4号。以下この項において「勤務時間規則」という。)第2条第4項の規定による特別の勤務に従事する

職員の週休日及び勤務時間の割振りの承認

(3) 勤務時間規則第3条第2項の規定による期間の承認

(4) 勤務時間規則第5条第2項の規定による期間の承認

別表第2の6を削り、同7を同6とし、同8から17までを1ずつ繰り上げる。

人事委員会事務局